

公 示 送 達 書

下記書類の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明であるから、地方税法第20条の2の規定によって告示します。

なお、下記の書類は北中城村長が保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付します。

令和 8 年9月15日

北中城村長 比 嘉 孝 則



書類 発付年月日	送達する書類	送達を受けるべき者
R8.8.19	差押解除通知書	株式会社 北中福祉村
R8.8.19	交付要求解除通知書	株式会社 北中福祉村
R8.8.19	交付要求解除通知書	株式会社 北中福祉村

地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、この書類の告示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。